

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人石川県冷凍空調設備工業会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、冷凍空調設備工業その他これに関する事業の進歩発展と、業界の地位の向上を図ることを目的として、次の事業を行う。

1. 社員の技術向上を図るための冷凍空調技術講習会の開催、情報の提供、見学会、研究会、展示会の開催及び資料の募集並びに配布
2. 諸官庁、関係団体その他との連絡協調
3. 社員相互の親睦を図るための諸行事
4. 社員及び従業員に対する功労者の顕彰
5. 冷媒ガス回収促進のためのシステム構築
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市専光寺町ニ 3 1 番地に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 法人の成立後社員となるには、正会員の推薦を受け、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため社員になった時及び毎月、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員の資格の得喪)

第8条 社員は、冷凍空調設備業者でなければならない。

- 2 社員は、前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 3ヶ月以上会費等を滞納したとき。
2. 社員の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヶ月以上前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社の申し出をすることができる。
3. 総社員の同意。
4. 死亡又は解散
5. 除名
- 2 社員の除名は、当法人の社員若しくは法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的主旨に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第11条 社員総会は、法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理

権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員である法人の役員又は会務代行権限を有する従業員の中から選任する。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 当法人に代表理事1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 代表理事を理事長と称し、理事長は当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 3 理事長のほか、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、

前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問及び相談役)

第25条 当法人は、理事会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(招 集)

第27条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第28条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同

意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第32条 代表理事は、毎事業年度に3か月に1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

- 2 前項の報告すべき職務内容については、一般社団法人日本冷凍空調設備連合会の連絡事項を含むものとする。連絡事項の全容については、事務局長が理事会にて報告する。

（理事会議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

（事業年度）

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（最初の事業年度）

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

（定款に定めのない事項）

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。